

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です!

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。

マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん



※ e-Taxで申告すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類(番号確認書類+身元確認書類)

マイナンバーカードを持っている



マイナンバーカードをお持ちの方は
**番号確認と身元確認が
カード1枚** でできます。

マイナンバーカードを持っていない



番号確認書類^{※1}

- 通知カード^{※2}
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
などのうちいずれか1つ

身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
などのうちいずれか1つ

※1 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

※2 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

マイナンバーカード方式によるe-Tax申告が便利です

○ 事前に準備が必要なものは以下の2つ!

①マイナンバーカード



※ 電子証明書の有効期限
にご注意ください。

②マイナンバーカード読取対応のスマホ
又はICカードリーダライタ



又は



マイナンバーカードがあれば
e-Taxのメッセージボックス
から、申告内容や税務署から
のお知らせを確認できるよ。

○ 令和4年1月以降はさらに便利に!

ICカードリーダライタ無しでe-Tax

パソコンの画面に表示された2次
元バーコードをスマホ(マイナン
バーカード読取対応)で読み取れ
ば、マイナンバーカードを使って
e-Taxで送信できます!



スマホからe-Tax申告してみませんか?

e-Taxなら早期還付されます!!

iPhoneの方 iPhone7以上ならOK!

Androidの方 マイナンバーカード読取

対応のスマホならOK!

対応機種の確認はこちら→



マイナンバーカード方式なら、マイナポータル連携がご利用できます(詳しくは裏面をご覧ください。)。



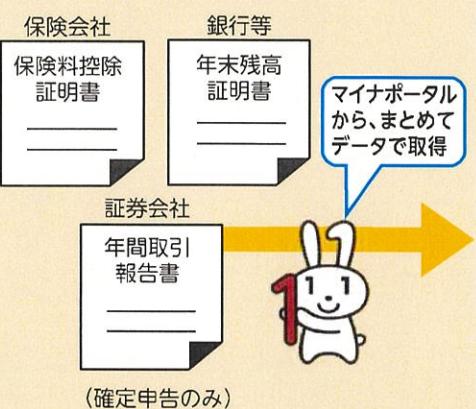


マイナンバーカードが もっと便利になります!



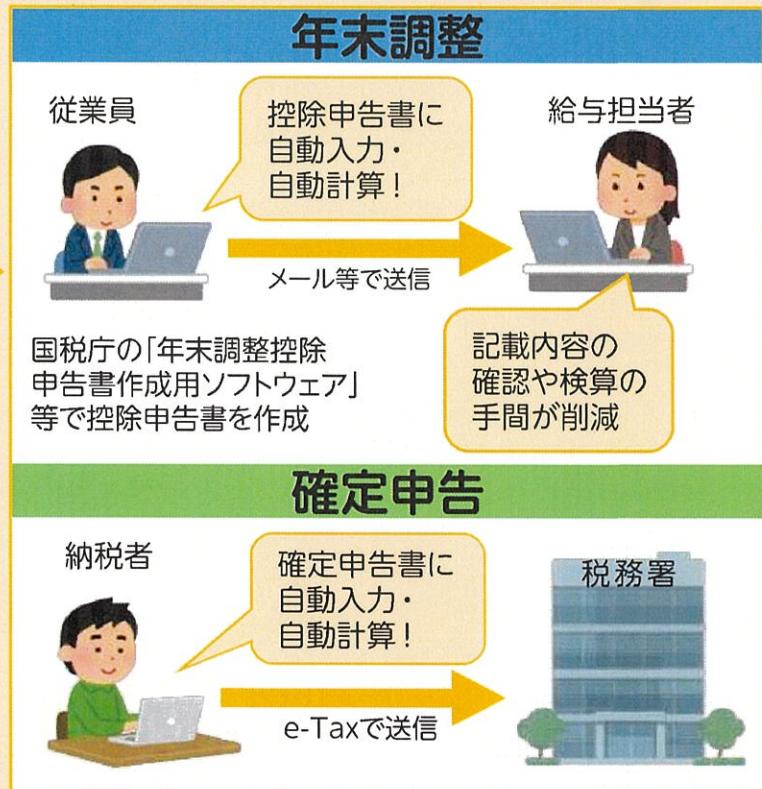
マイナンバーカードで申告が簡単・便利に

○マイナポータル連携(マイナポータルを活用したデータ取得と自動入力)



※お知らせ情報取得機能・
民間送達サービス保有情報
取得機能の活用

マイナポータル連携に
ついて詳しくはコチラ



○マイナポータル連携による自動入力対象の拡大

令和2年分～

生命保険料控除
住宅ローン控除
株式の特定口座

令和3年分～
(左記に加えて手続対象が追加)

地震保険料控除
ふるさと納税(寄附金控除)
医療費控除※



令和2年分から自動入力の対象となっているものについても、対応した企業が増えているよ。

※令和4年2月上旬に令和3年9月以降分の医療費通知情報の取得がマイナポータルから可能になる予定。

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

- 1 コンビニで各種証明書が取得可能
- 2 本人確認書類として使用可能
- 3 健康保険証と一体化
- 4 新型コロナワクチン接種証明書が取得可能
- 5 運転免許証と一体化予定(令和6年度末)



健康保険証として使える!

対応する医療機関・薬局は順次拡大!
ピッとかざすだけでOK!

就職・転職・引っ越しをしても健康保険証として利用できます。また、自分の薬剤情報や医療費通知情報、特定検診等情報がマイナポータルから閲覧できます。



詳しくは厚生労働省のHPをチェック!!